

## 輸出行為別事前確認手続き

具体的な輸出行為ごとの事前確認での使用様式については、下表をご覧ください。なお外国出張等については、「外国出張等自己チェックシート」を使用することで、様式での届出要否を判定することができます。

技術提供・貨物の輸出の内容	使用様式	備考
外国出張等に際し、「外国出張等自己チェックシート」で届出が必要と判定された	様式1-1	事務局確認のため、「届出不要」と判定された場合も、判定結果については旅行命令簿添付書類に記入してください。
日本国内(本学内を除く)において、外国の組織等に所属する者と技術に関する情報交換を行う	様式1-1	
電話やメール等により外国の研究者と技術に関する情報交換を行う	様式1-1	
会員制Webサイト(特定の者しか閲覧できない場所)で技術情報を公開する	様式1-1	不特定多数が閲覧できるWebサイトの場合は対象外です。
外国へ物品(市販品、自作品を含む)を送付する	様式1-1	
外国人研究者を受け入れ、技術に関する情報交換を行う	様式1-2	
外国からの一時的な訪問者を受け入れ、技術内容の説明を行う	様式1-2	
留学生を受け入れ、研究指導等を行う	様式1-2	基本的に事務局で一括して確認しています。